

国立市立保育園設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国立市立矢川保育園を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものである。

国立市立保育園設置条例の一部を改正する条例案

国立市立保育園設置条例（昭和 41 年 4 月国立市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

国立市立なかよし保育園	国立市富士見台 2 丁目 4 6 番地
国立市立矢川保育園	国立市谷保 6 8 0 0 番地の 2

を

「

国立市立なかよし保育園	国立市富士見台 2 丁目 4 6 番地
-------------	---------------------

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立市立保育園延長保育条例（平成14年3月国立市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

国立市立なかよし保育園
国立市立矢川保育園

」を「

国立市立なかよし保育園

」に改める。